# 令和5年第3回永平寺町議会臨時会議事日程

## (1日目)

令和5年4月26日(水) 午後 2時00分 開 議

# 1 議事日程

議事日程					
第	1			会議録署名議員の指名	
第	2			会期の決定	
第	3			諸般の報告	
				(町長招集あいさつ)	
第	4	承認第	3号	令和4年度永平寺町一般会計補正予算の専決処分の承認	
				について	
第	5	承認第	4号	令和4年度永平寺町介護保険特別会計補正予算の専決処	
				分の承認について	
第	6	承認第	5号	令和4年度永平寺町下水道事業特別会計補正予算の専決	
				処分の承認について	
第	7	承認第	6号	令和4年度永平寺町農業集落排水事業特別会計補正予算	
				の専決処分の承認について	
第	8	承認第	7号	令和5年度永平寺町一般会計補正予算の専決処分の承認	
				について	
第	9	承認第	8号	令和5年度永平寺町上水道事業会計補正予算の専決処分	
				の承認について	
第1	0	承認第	9号	永平寺町税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認	
				について	
第1	1	承認第1	0号	永平寺町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専	
				決処分の承認について	
第1	2	議案第1	1号	損害賠償の額を定めることの専決処分の承認について	

# 2 会議に付した事件

議事日程のとおり

第13 議案第34号 令和5年度永平寺町一般会計補正予算について

#### 3 出席議員(14名)

1番 酒 井 圭 治 君 2番 長 尚 千惠子 君 3番 Ш 崎 直文 君 征一郎 君 4番 朝 井 君 5番 清 水 紀 人 君 6番 金 元 直栄 7番 森 山 充 君 8番 清 水 憲一 君 9番 波 登喜男 滝 君 男 10番 齋 藤 則 君 上 君 11番 田 誠 Ш 12番 松 樹 君 正 13番 楠 圭 介 君 中 村 勘太郎 君 14番

### 4 欠席議員(0名)

#### 5 永平寺町議会に説明のため出席した者の職氏名

長 町 河 合 永 充 君 長 秀 典 教 育 室 君 長 Ш 昌 士 消 防 宮 君 総 務 課 長 吉 Ш 貞 夫 君 約 管 竹 契 財 課 長 澤 隆 君 災 安 仁 防 全 課 長 吉 田 君 政 課 長 財 多 田 和 憲 君 合 政 策 課 長 清 智 昭 君 総 水 民 税 住 務 課 長 原 武 史 君 計 会 課 長 石 田 常 久 君 祉 保 健 課 福 長 木 村 勇 樹 君 子育て支援課長 島 田 通 正 君 農 林 黒 Ш 課 長 浩 徳 君

 商工額
 光課長
 江守直美君

 建設課長
 家根寿二君

 上下水道課長
 勝見博貴君

 学校教育課長
 山口健二君

 生涯学習課長
 朝日清智君

# 6 会議のために出席した事務局職員

議 会 事 務 局 長清 水 和 仁 君書記酒 井 春 美 君

# 午後 2時00分 開会 ~開 会 宣 告~

○議長(中村勘太郎君) 開会に当たりまして一言ご挨拶を申し上げます。

去る4月21日、町長より令和5年第3回永平寺町議会臨時会の招集告示がされ、早速ご案内を申し上げましたところ、各議員におかれましては、ご健勝にて一堂に会し、ここに本議会が開催できますことを心より厚く御礼申し上げます。

また、傍聴者を含め議場に入場する方には、マスク着用などの新型コロナウイルス感染症予防の対応にご理解とご協力をいただき、厚く御礼を申し上げます。

本日の会議事件の説明者として、町長、教育長、消防長並びに各課長の出席を求めてあります。

本日の議事日程は、会議規則第21条の規定に基づき、皆様のお手元に配付してありますので、ご協力のほど、よろしくお願いを申し上げます。

ただいまの出席議員は14名で定足数に達しております。

これより令和5年第3回永平寺町議会臨時会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

暫時休憩します。

(午後 2時07分 休憩)

(午後 2時16分 再開)

- ○議長(中村勘太郎君) 休憩前に引き続き再開します。
  - ~日程第1 会議録署名議員の指名~
- ○議長(中村勘太郎君) 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により、13番、楠君、1番、 酒井君を指名します。

~日程第2 会期の決定について~

○議長(中村勘太郎君) 次に、日程第2、会期の決定の件を議題といたします。 お諮りします。

本臨時会の会期を、本日1日間としたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中村勘太郎君) 異議なしと認めます。

よって、本臨時会の会期は、本日1日間と決定いたしました。 次に、町長より招集の挨拶を受けます。 河合町長。

○町長(河合永充君) 本日、令和5年第3回永平寺町議会臨時会の開会に当たり、 町政運営の所信の一端を申し述べるとともに、今回ご提案いたします議案等の概 要についてご説明いたします。

葉桜が目に美しく映えるようになり、暖かな日柄が続く過ごしやすい時期となってまいりました。

議員の皆様におかれましては、公私とも大変お忙しい中ご参集いただき、厚く 御礼申し上げます。また、各位におかれましては、ご壮健でご活躍のことと心か らお喜び申し上げます。

さて、来月8日には新型コロナウイルス感染症法上の位置づけが5類に変更されます。この変更に伴い、感染者把握などが緩和されるほか、マスク着用推奨や飲食店に対する営業時間短縮なども見直されることとなります。

思い起こせば3年前の1月に国内最初の感染者が確認された後、ウイルス感染が爆発的に全国へと広がり、我々自治体もワクチン接種を含めた様々な取組に日々追われる状況となりました。また、住民の皆様には各種イベントの休止や施設利用の制限などご不便をおかけしてまいりましたが、今後は感染には気をつけつつも、従来の活動を再開していける喜びを感じております。

一例になりますが、福井県立大学と本町健康長寿クラブ連合会とが連携して世代間交流を図るなど、活発な住民活動も今後予定されております。町といたしましても、このように再開される住民の皆様の活動を全力で支援し、スピードと情熱を持って様々な行政活動に取り組んでまいります。

また、コロナ禍における物流の混乱やロシアによるウクライナ侵攻に伴い、様々な物品等の供給が滞った結果、世界的な物価高を巻き起こしており、その影響は確実に国内にも及んでおります。国は、こうした物価高に対応した支援を今後予定しており、本町においても現状把握し、支援を行いたいと考えております。

それでは、議案等の概要について申し上げます。

まず、令和4年度補正予算の専決処分の承認につきましては、一般会計を含む 4会計で、令和5年3月30日付専決処分としたものでございます。

次に、令和5年度補正予算の専決処分の承認につきましては、一般会計を含む 2会計です、令和5年4月1日付専決処分としたものでございます。 次に、永平寺町税条例の一部を改正する条例の専決処分及び永平寺町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認につきましては、地方税法等の改正に合わせた条例の改正を令和5年3月31日付で専決処分としたものでございます。

次に、損害賠償の額を定めることについての専決処分の承認につきましては、 町有施設内における物損事故に係る裁判上の和解が成立しましたので、令和5年 4月5日付で専決処分としたものでございます。

次に、令和5年度永平寺町一般会計補正予算につきましては、特別給付金や病後児保育が可能となるよう委託料の予算等を増額補正するものでございます。

詳細につきましては、上程の都度ご説明いたしますので、慎重にご審議いただき、ご決議を賜りますようお願い申し上げます。

以上、本臨時会の開会に当たり、所信の一端と議案等の概要を申し上げましたが、議員各位におかれましては、町勢発展に向けて一層のご尽力を賜りますようお願い申し上げまして、開会のご挨拶といたします。

どうぞよろしくお願い申し上げます。

~日程第3 諸般の報告~

○議長(中村勘太郎君) 次に、日程第3、諸般の報告を行います。

4月20日の学校再編検討特別委員会において、委員長であった10番、齋藤 君による辞任の申出に伴い、委員長の交代がございました。

委員会条例第12条第1項の規定により、委員長及び副委員長が辞任しようとするときは、委員会の許可を得なければならないことになっております。学校再編検討特別委員会において、齋藤委員長の辞任が許可されました。

委員会条例第8条第2項の規定により、委員長及び副委員長は委員会において 互選することになっております。学校再編検討特別委員会で互選された結果、委 員長は4番、朝井君に決まりました。

以上のとおり報告いたします。

- ~日程第4 承認第3号 令和4年度永平寺町一般会計補正予算の専決処分の承認について~
- ~日程第5 承認第4号 令和4年度永平寺町介護保険特別会計補正予算の専決 処分の承認について~
- ~日程第6 承認第5号 令和4年度永平寺町下水道事業特別会計補正予算の専 決処分の承認について~

~日程第7 承認第6号 令和4年度永平寺町農業集落排水事業特別会計補正予 算の専決処分の承認について~

○議長(中村勘太郎君) 次に、日程第4、承認第3号、令和4年度永平寺町一般会計補正予算の専決処分の承認についてから承認第6号、令和4年度永平寺町農業集落排水事業特別会計補正予算の専決処分の承認についてまでの4件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

河合町長。

○町長(河合永充君) ただいま一括上程いただきました承認第3号、令和4年度永平寺町一般会計補正予算の専決処分の承認についてから承認第6号、令和4年度永平寺町農業集落排水事業特別会計補正予算の専決処分の承認についてまでの4件について、提案理由のご説明を申し上げます。

議案書4ページをご覧ください。

初めに、承認第3号、令和4年度永平寺町一般会計補正予算につきましては、 第1条において歳入歳出それぞれ8,146万9,000円を減額し、補正後の 予算総額を114億1,677万1,000円としたものです。

款項の区分及び区分ごとの金額並びに補正後の予算額は、5ページ以降の第1 表歳入歳出予算補正のとおりでございます。

議案書29ページをご覧ください。

次に、承認第4号、令和4年度永平寺町介護保険特別会計補正予算につきましては、第1条において歳入歳出それぞれ5,557万7,000円を減額し、補 正後の予算総額を21億2,627万7,000円としたものです。

款項の区分及び区分ごとの金額並びに補正後の予算額は、30ページ以降の第 1表歳入歳出予算補正のとおりでございます。

議案書43ページをご覧ください。

次に、承認第5号、令和4年度永平寺町下水道事業特別会計補正予算につきましては、第1条において歳入歳出それぞれ548万円を減額し、補正後の予算総額を8億2,101万6,000円としたものです。

款項の区分及び区分ごとの金額並びに補正後の予算額は、44ページ以降の第 1表歳入歳出予算補正のとおりでございます。

議案書53ページをご覧ください。

次に、承認第6号、令和4年度永平寺町農業集落排水事業特別会計補正予算に

つきましては、第1条において歳入歳出それぞれ97万1,000円を減額し、補正後の予算総額を1億7,084万1,000円としたものです。

款項の区分及び区分ごとの金額並びに補正後の予算額は、54ページ以降の第 1表歳入歳出予算補正のとおりでございます。

以上の4件につきましては、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、令和5年3月30日付にて専決処分しましたので、同条第3項の規定により承認を求めるものでございます。

なお、詳細につきましては、担当課よりご説明申し上げます。

よろしくご審議いただき、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長(中村勘太郎君) 承認第3号、令和4年度永平寺町一般会計補正予算の専決処分の承認についてから、承認第6号、令和4年度永平寺町農業集落排水事業特別会計補正予算の専決処分の承認についてまでの4件に係る質疑については、補足説明後、議案ごとに行いますので、よろしくお願いいたします。

それでは、承認第3号から承認第6号までの4件について、担当の補足説明を 求めます。

財政課長。

○財政課長(多田和憲君) それでは、承認第3号から第6号の補足説明をさせていただきます。

まず、承認第3号につきましては、事業の実績による減額補正が多数ございま すので、増額の事業についてご説明いたします。

議案書16ページをご覧ください。

款2総務費、項1総務管理費、目1一般管理費の基金積立金2,139万9,000円につきましては、ふるさと納税で永平寺町に寄せられた寄附金をふるさと応援基金に積み立てるものでございます。

同じく総務管理費、目4財産管理費の基金積立金6,649万3,000円につきましては、令和4年度の町税等の歳入増額で生じた歳出総額との差額を財政調整基金に積み立てるものでございます。

17ページ、款2総務費、項3戸籍住民基本台帳費の手数料3万9,000円 につきましては、各種証明書のコンビニ交付の実績に伴い、J-LISへの手数 料が増額となったものでございます。

21ページです。款8土木費、項2道路橋りょう費、目2道路橋りょう維持費の除雪委託料1,862万1,000円につきましては、今季の除排雪作業の実

績に伴う除雪委託料の増額でございます。

戻りまして、10ページをご覧ください。

歳入の主な増額につきましては、町税が9,440万、地方交付税が6,72 4万円の増となっております。また、国庫支出金は総額では減額となっておりますけれども、この中には大雪による臨時道路除雪事業補助金1,400万円が増額となっております。

次に、承認第4号でございます。

この会計につきましてもほとんどが各種事業の実績により減額補正させていただくものでございますけれども、唯一39ページの款5地域支援事業費、項1介護予防・生活支援サービス事業費の負担金62万3,000円につきましては、通所型サービスの実績に伴い負担金が増額となったものでございます。

続きまして、承認第5号につきましては、全てが減額補正でございます。

49ページです。

款2下水道事業費、項1下水道維持管理費につきましては、汚水処理量や汚泥 の運搬処分の実績による328万円の減額、項2下水道建設費につきましては、 公共汚水桝設置工事の実績による220万円の減額でございます。

続きまして、承認第6号でございます。

59ページです。

款1総務費、項1総務管理費につきましては、国への消費税納入実績による9 7万1,000円の減額でございます。

以上、承認第3号から第6号についての補足説明とさせていただきます。

これら4件につきましては、令和5年3月30日付にて専決処分させていただきましたので、ご承認をお願いするものでございます。

よろしくお願いいたします。

○議長(中村勘太郎君) これより承認第3号、令和4年度永平寺町一般会計補正予 算の専決処分の承認についての質疑に入ります。

なお、質疑につきましては、会議規則第55条の規定を遵守していただきますようよろしくお願いいたします。

質疑ありませんか。承認第3号、4号、5号、6号と、そういうふうにやっていきますので。今は承認第3号の令和4年度永平寺町一般会計補正予算専決処分の承認についてということでの質疑ございませんかということでございます。

上田君。

- ○11番(上田 誠君) 今まで、それを今回は説明書でやらずにこれでやるという。 議案で出ているのは分かりますけど、説明は今まで全部この説明書でやってい たでしょう。そのやり方を変えるんですかということを聞いている。
- ○議長(中村勘太郎君) 財政課長。
- ○財政課長(多田和憲君) これまでですけれども、基本的に本会議は議案書でご説明していたと思います。全協のときには説明書で。
- ○議長(中村勘太郎君) 河合町長。
- ○町長(河合永充君) 基本は本議会、議会は議案書でさせていただくのが大前提に あります。予算説明書とかは、例えば第1審議とかそういったとき、議会から求 められた場合に私たちは予算説明書で今までしてきていますので、そこは。議会 がしてくれと言われればそれでさせていただいて、基本は議案書でというのが基 本になっていますので、お願いいたします。
- ○11番(上田 誠君) 基本はあくまでもこれは分かりますけど、今まではこれで やっていたから、今回はもうこれではやらないのですかという確認。
- ○議長(中村勘太郎君) 暫時休憩します。

(午後 2時35分 休憩)

(午後 2時35分 再開)

○議長(中村勘太郎君) 休憩前に引き続き再開します。

ただいまの件ですけれども、説明資料で説明をお願いしますというようなご意 見であれば、説明書に基づいて行政説明を行います。よろしいでしょうか。

もし質問がございましたら、説明資料で、この説明資料の何ページの何という ことで説明を求めてください。よろしいですか。

ただいまの令和4年度永平寺町一般会計補正予算の専決承認について、でございますけれども、質疑ありませんか。

金元君。

○6番(金元直栄君) 専決ではありますけれども、7ページですね。通しの7ページ。議案書はない。説明書です。

通しの7ページのいわゆるふるさと納税の積み立ての問題ですけど、第2期門 前再生事業について、以前もちょっと意見があったのかもしらんですが。

いわゆる第2期門前再生事業ですが、1,900万円積み立てるということですが、やっぱり私としては思った以上に大きい金額になっているなということを

思うのですが、これいろいろ言われて、クラウドファンディングでどうしてやらないのという、これも議会でも出ていました。

しかし、本当に行政がかむことでどうなるのかということも含めて、僕はちょっと門前再生についてはいろいろ考えなければいけない面もあるのではないかと。それは純粋に民間だけではなしに、いろいろ関係者が出てくる可能性もあるので、その辺を一度再考する必要があるのではないかなと私は思うのですけど、その辺いかがでしょうか。

17ページ、いわゆる民生費の価格高騰緊急支援給付金でマイナス1,200 万ですね。これはどうしてこんなに合わんのかということを含めてそれなりの説 明をやっぱりきちっとしていただきたいなというのと、前に説明されたのかもし らんですが、お願いします。

さらに、通しの26ページ、いわゆる賄い材料費確定により減額補正するものというのですが、4,400万から大方400万ぐらい賄い費が減った。ただ、価格高騰、物価高騰の中でこの余りというのはちょっとどうなのかなと率直に思うのですが、その辺いかがでしょう。取りあえずこれだけにします。

- ○議長(中村勘太郎君) 総務課長。
- ○総務課長(吉川貞夫君) 門前再生事業について、でございますが、まずこれは企業版ふるさと納税を活用した事業ということで、制度的にも国の制度にのっとって行っているということでございます。

再考ということでありましたが、認定委員会の各種委員さんの意見も踏まえまして、この事業はまち・ひと・しごと創生事業等の事業に資するということが認められましたので、しっかり事業を進めていただければというふうに考えております。

以上です。

- ○議長(中村勘太郎君) 福祉保健課長。
- ○福祉保健課長(木村勇樹君) 価格高騰緊急支援事業の減額の点についてお答えします。

当初予算においてざっくり1,200人分の対象と、非課税者の数を見込んで要求をいたしました。支給の結果、非課税者であること、もう一つ、課税者の扶養になっていないことという要件がございました。こちらの確認に時間を要したということと、精査をかけた結果、支給の対象者は1,200人から943人に減となったということです。支給対象を精査したことによる減ということでご理

解いただきたいと思います。

- ○議長(中村勘太郎君) 子育て支援課長。
- ○子育て支援課長(島田通正君) 幼児園の賄材料費につきましては、当初見込んだ 園児数より50人近く園児が減少したことが主な原因となっております。当然、 物価高騰のことも踏まえておりますが、やはり園児数の減少が大きな原因となっ ております。

以上です。

- ○議長(中村勘太郎君) 金元君。
- ○6番(金元直栄君) ふるさと納税の問題ですけど、ふるさと納税、町が行って1, 900万集まるというのなら、クラウドファンディングでやったほうがというの はさっき言いましたけど、どうしてそれでやらないのかというのが僕はやっぱり 疑問として残るなということを思いますので、そこをもし何か考えるところがあ れば説明をお願いします。

17ページの価格高騰緊急支援給付金ですけど、支給人数の減で、いわゆるファジーな部分についてどうしていくのかということも含めて、率直に考えてもいいのではないか。これだけ大きい金額が余ってくると、その辺は十分町としても方針をいろいろ決めながら考えていくべきではないかなと思ったりもしていますので、答弁をお願いします。

26ページの児童・園児給付のいわゆる賄いの減の問題ですけど、約1割減額になっています。確かに50人の園児の減というのがあるのかもしらんですが、これだけやっぱり。一つ心配しているのは、内容がいわゆるちょっと品質の低下とか、そういうようなのが全国的な課題になっていましたからね。価格高騰の中で。そういうことを十分気をつけてやられているのか。そこをきちっとやっぱりちょっと説明、これだけ余ってくると説明してほしいなと。

園児の数50人というのは、全体の中の何%になるのでした。そんなことも含めてちょっと説明していただくと。

- ○議長(中村勘太郎君) 河合町長。
- ○町長(河合永充君) 企業版ふるさと納税については、これは最初から何度かご説明させていただいております。今、永平寺町では企業版ふるさと納税、民間の寄附金を使っていろいろ永平寺町で活躍される、また町の発展のためになる、そういった事業を応援しようということで、昨日発足式がありました福井永平寺ブルーサンダー、ハンドボールチーム、そして門前の開発、今2つ当たっております。

どうしても企業版ふるさと納税、やはりなかなか制度上、一つ一つの案件が難しくなりますので、これまで総務省、財務省、またいろいろな関係機関に確認をしながら、どういうふうにしっかりできるか、これはもう何度もご説明させていただいて、その中でしております。

というのは、今の時点でブルーサンダー、大体2,540万円、そして門前の開発が3,300万ほど寄附をいただいております。これご存じのとおり、このうちの1割は、ブルーサンダーは町のスポーツ振興に使わせていただく。また、門前の開発については、1割は観光の振興に使わせていただくいというふうな取り決めもさせていただいております。

クラウドファンドと企業版ふるさと納税の決定的な違いといいますと、クラウドファンドは資金を集めて、達成しなければその事業は行わないとなっています。ただ、今回のこの企業版ふるさと納税については、2億弱の事業を今提案されまして、これについては金額が上限に達しなくてもその事業は行っていくというふうな決め事になっておりますので、今、門前の開発、いろいろな形でこれから来年度、再来年度に向けて2億円の投資がまた入っていく。それのお手伝いっとして民間の寄附金を町を通してその事業。ただ、そこには地域の振興とか、まち・ひと・しごとの計画にのっとっているかどうか、この審査会も厳格にやらせていただいておりますので、そういった点で民間の資金を使った新しいまちづくりのやり方ということですので、ご理解をお願いしたいなと思います。

それと、昨日、ブルーサンダーの発足式では、この永平寺町のやり方がほかの 市町のそういったスポーツの振興とか、プロ化の応援、こういったのに一つのモ デルになっているということも聞かされまして、またいろいろ教えてほしいとい うこともありましたので、新しい形のお金の使い方の確立を今。

ただ、これについては慎重に、一つ一つ確認をしながら進めさせていただいているのが現状ですので、ご理解をお願いします。

- ○議長(中村勘太郎君) 福祉保健課長。
- ○福祉保健課長(木村勇樹君) 給付金の額についてですが、精査の結果このような 支給対象とならなかった金額が出てきたということで、余った金額という感覚は ちょっと違うのかなというふうに考えています。
- ○議長(中村勘太郎君) 子育て支援課長。
- ○子育て支援課長(島田通正君) 賄いにつきましては、他の市町よりはよいものを 提供していると自負しております。

ちなみに、金額につきましては、他の市町は月4,500円のところ、町としましては5,240円という形で賄い給食を提供しておりますし、保護者負担につきましても4,500円と変わらず、残りの740円につきましては町がしっかり負担をしながら、決して他の市町より給食については劣っているとは考えておりません。

また、割合につきましては、約9%が現状となっております。

- ○議長(中村勘太郎君) 河合町長。
- ○町長(河合永充君) 学校給食等につきましては、物価高の折、これ議会にお願い しまして、上がった分の上乗せをお願い、どうしても支援をさせていただいてお りますので、ご理解をお願いします。
- ○議長(中村勘太郎君) 6番、金元君。
- ○6番(金元直栄君) 今、ふるさと納税の問題ですが、僕はブルーサンダーの問題 については、前にもそういう提案されたときに言いましたけど、それは行政がと いうか自治体がかむ新しい形態ではないかということで、そういうこともあり得 るということを述べたと思います。ただ、この門前再生事業はちょっとそういう 意味では慎重に考えなあかん面があるのではないかということです

それと、賄いの問題でいうと、本町は負担が増えてもそれを保護者の負担には 転嫁しないとかいうことでずっとしてきたということはちゃんと評価するところ ですけど、その辺、こういう事業になってくると、率直にえっと思う面もあるの で、その辺だけ。以上です。

- ○議長(中村勘太郎君) 河合町長。
- ○町長(河合永充君) おっしゃるとおり、門前の企業版ふるさと納税については、 やっぱり町としても本当に慎重に進めてきていっていますし、これからも慎重に、 一つ一つやっぱり関係機関確認をしながら進めていくことと聞かせていただいて おりますので、しっかりこれからも対応していきたいと思います。
- ○議長(中村勘太郎君) ほかにありませんか。 11番、上田君。
- ○11番(上田 誠君) 一、二点聞かせてもらいます。この通し番号でいくと12ページ、13ページです。

公共交通、実績、コロナ禍で利用者が減ったというふうなたしかご説明というのか、それだろうと思うのですが、これだけになっている。それが回復するか云々も含めて、次年度の予算も含めてそこら辺りの見解があればおっしゃってくださ

11

それと、同じく13ページの商工会の応援事業ですが、一応700万のマイナス、少なくなっていると。これは何回かやっていく中で、最終版がこれだったと思うのですが、その最終版がなぜこれだけ落ち込んだというのか、そんなところの分析等があればお知らせいただきたいと思います。

その状況によって、今度はその成果というのか。そこら辺りのもしも分析ができるのであればお願いしたいし、もしもまだであれば、やはり何回か重ねてきてこれだけになったというのをぜひまた分析、または評価をお願いしたいというふうに思っています。

それと、ちょっとまずそれをお願いします。

- ○議長(中村勘太郎君) 総合政策課長。
- ○総合政策課長(清水智昭君) まず、公共交通の実績の件ですけど、次年度に向けてということで、今回、実績としてはこういうふうなマイナスになりましたが、本年度もやはりコロナ禍というより、集客につけてまだ少し不安とかありますので、当初予算でも今年度の予算を見てしておりますので、本年度の予算については当初予算で認めてもらった予算でまたやって、実績でまた精算させていただきたいというふうに思っております。

それと、商工会、生活応援券の件です。生活応援券の分析で、ちょっと実数が 出ておりますので、それのちょっとご報告をさせていただきます。

実績としましては、配布数につきましては、11月1日現在で6, 563世帯でありました。それで6, 508世帯、大体99.16%配布をさせていただいております。それで、どういう人に対して行ったかというと、1万8, 072人に対しまして1万8, 013人に配布をしまして、99.67%でした。

あと、換金率ですね。使ってくださった換金のお金につきましては、9,00 6万5,000円に対しまして8,607万4,000円ということで、96. 27%が換金率だったということでございます。

今、この差額につきましては、当初に9,604万2,000円予算化をさせていただきましたが、そのうち実績として8,886万4,000円あったということで、その差額分700万が今回減額をさせていただくというところでございます。

それと、実は商工会さんのほうでアンケートも取っていただいております。今 回、売上げ的なところでどうでしたかというふうなところで、今、100の事業 者のほうから回答がありまして、現状としましては、半分の方が変わらなかったというところもあって、その半分のもう半分の方が約大体15%以上増加したと述べたというふうな回答を得ております。

以上です。

- ○議長(中村勘太郎君) 上田君。
- ○11番(上田 誠君) 変わらなかったが半分、増加したが半分ということですが、 それの大体事業所の内容というのですか。それとか、大きさとか等が分かれば併せて説明いただければと思います。
- ○議長(中村勘太郎君) 総合政策課長。
- ○総合政策課長(清水智昭君) 事業ごとに言いますと、やはり多かったのは、使ってくださったところ、町民の方多かったのが、やはりスーパーとかそういうところが一番多かったというのが現状でございます。

商店の中で、小口、普通の大口じゃないところも、例えば上位10の施設の中にもやはり5つ、大規模と小規模の中で、トップ10の中にも小規模店が5つ入っておりますので、そういうところではすごくこの生活応援券が商業の方にもよかったのでないかなというふうには思っています。

- ○議長(中村勘太郎君) ほかございませんか。 3番、川崎君。
- ○3番(川崎直文君) 先ほどの上田議員の12ページの公共交通対策事業、これ2 つありまして、左側が生活交通路線維持対策事業補助金という、これが減額になっているということですけれども、これ3つの路線で広域生活路線と、それから 生活路線、それから協定路線という3つの区分で補助されていると思うのですけれども、ここの路線の状況がどうなのかというのが確認事項です。

同じく、コミュニティバスの運営の委託料についても減額になっております。 これは、路線でいきますと、松岡が3路線、それから上志比・永平寺が4路線と いうことで7つの路線に対しての補助をしていると。これがどういった状況であったかということですね。

それから、別の事業になりますけれども、ページでいきますと14ページですね。14ページの左側の移住定住促進事業というところで、移住就職等支援金というのが減額になっております。この説明書には、全国型5件というコメントがあるのですけれども、これたしか全国型と東京型というのがあります。これの状況がどうであったのかということですね。

同じく、住まいる定住応援事業補助金、これについては新築、それから中古という対象が2つあります。これの如実がどうであったのかということを確認したいと思います。

- ○議長(中村勘太郎君) 総合政策課長。
- ○総合政策課長(清水智昭君) まず1点目の生活路線の関係の状況でございます。 3つございます。

広域生活路線についてはほぼ同じ額でしたが、生活路線の部分で実績が減額というふうな形になってございます。

それと、コミュニティバスの件です。コミュニティバスにつきましては、これ 減額させていただいたというのが、吉野地区の近助タクシーが昨年10月から路 線が入っております。それで、そこのバス路線の見直しと併せまして、実情、バ スとワゴン車が混在した地域がございました。これも事業者に相談をさせていた だきまして、例えば松岡地区はバス、永平寺地区はワゴン、上志比地区もバスと、 こういうふうな形で、混在しているところを1つにさせていただいたということ で見直しをしましたので、その中で減額というふうな形になってございます。

あともう一つ、移住定住の実績について、でございます。

今の移住就職等支援金につきましては、全国が当初は8件、東京型が1件ございました。それが全国型5件、東京型分がなかったということで今回5件ということでございます。

それと、住まいる定住応援事業につきましては、全部で49件ございまして、 新築が47件、中古が2件という形でございます。

- ○議長(中村勘太郎君) 川崎君。
- ○3番(川崎直文君) 最後の確認事項ですけれども、実績は49件ですけれども、 予算上ではどれほどの計画を持っていたのかということです。
- ○議長(中村勘太郎君) 総合政策課長。
- ○総合政策課長(清水智昭君) 予算では62件持ってございました。新築が60の 中古が2件ということでございます。
- ○議長(中村勘太郎君) ほかございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中村勘太郎君) ないようですから、質疑を終わります。

討論に入ります。

討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中村勘太郎君) 討論なしと認めます。

採決します。

承認第3号、令和4年度永平寺町一般会計補正予算の専決処分の承認について の件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中村勘太郎君) 異議なしと認めます。

したがって、原案のとおり承認することに決しました。

次に、承認第4号、令和4年度永平寺町介護保険特別会計補正予算の専決処分 の承認について、これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中村勘太郎君) 質疑なしと認めます。

討論に入ります。

討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中村勘太郎君) 討論なしと認めます。

採決します。

承認第4号、令和4年度永平寺町介護保険特別会計補正予算の専決処分の承認 についての件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中村勘太郎君) 異議なしと認めます。

したがって、原案のとおり承認することに決しました。

次に、承認第5号、令和4年度永平寺下水道事業特別会計補正予算の専決処分 の承認について、を議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中村勘太郎君) 質疑なしと認めます。

討論に入ります。

討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中村勘太郎君) 討論なしと認めます。

採決します。

承認第5号、令和4年度永平寺町下水道事業特別会計補正予算の専決処分の承認についての件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中村勘太郎君) 異議なしと認めます。

したがって、原案のとおり承認することに決しました。

次に、承認第6号、令和4年度永平寺町農業集落排水事業特別会計補正予算の 専決処分の承認について、を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中村勘太郎君) 質疑なしと認めます。

討論に入ります。

討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中村勘太郎君) 討論なしと認めます。

採決します。

承認第6号、令和4年度永平寺町農業集落排水事業特別会計補正予算の専決処 分の承認についての件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中村勘太郎君) 異議なしと認めます。

したがって、原案のとおり承認することに決定いたしました。

- ~日程第8 承認第7号 令和5年度永平寺一般会計補正予算の専決処分の承認 について~
- ~日程第9 承認第8号 令和5年度永平寺上水道事業会計補正予算の専決処分 の承認について~
- ○議長(中村勘太郎君) 次に、日程第8、承認第7号、令和5年度永平寺一般会計 補正予算の専決処分の承認についてから、日程第9、承認第8号、令和5年度永 平寺上水道事業会計補正予算の専決処分の承認についてまでの2件を一括議題と いたします。

提案理由の説明を求めます。

河合町長。

○町長(河合永充君) ただいま一括上程いただきました承認第7号、令和5年度永平寺一般会計補正予算の専決処分の承認についてから、承認第8号、令和5年度永平寺上水道事業会計補正予算の専決処分の承認についてまでの2件についての手数料のご説明を申し上げます。

議案書63ページをご覧ください。

初めに、承認第7号、令和5年度永平寺一般会計補正予算につきましては、第 1条において歳入歳出それぞれ205万2,000円を追加し、補正後の予算総 額を94億4,721万3,000円としたものです。

款項の区分及び区分ごとの金額並びに補正後の予算額は、64ページ以降の第 1表歳入歳出予算補正のとおりでございます。

議案書73ページをご覧ください。

次に、承認第8号、令和5年度永平寺上水道事業会計補正予算につきましては、 第2条において資本的支出に360万8,000円を追加し、補正後の予算総額 を2億3,050万2,000円としたものです。

款項の区分及び区分ごとの金額並びに補正後の予算額は、75ページの令和5年度永平寺上水道事業会計予算実施計画のとおりでございます。

維持の2件につきましては、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、令和5年4月1日付にて専決処分しましたので、同条第3項の規定により承認を求めるものでございます。

なお、詳細につきましては、担当課よりご説明申し上げます。

よろしくご審議いただき、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長(中村勘太郎君) 承認第7号、令和5年度永平寺一般会計補正予算の専決処分の承認についてから、承認第8号、令和5年度永平寺上水道事業特別会計補正予算の専決処分の承認についてまでの2件に係る質疑については、補足説明後、議案ごとに行いますので、よろしくお願いいたします。

それでは、承認第7号から承認第8号までの2件につきまして、担当の補足説明を求めます。

財政課長。

○財政課長(多田和憲君) それでは、承認第7号から第8号の補足説明をさせていただきます。

まず、承認第7号でございます。

議案書の69ページをお願いいたします。

款10教育費、項6保健体育費205万2,000円の増額につきましては、 学校給食調理員の欠員を人材派遣で補うための費用でございます。

次に、承認第8号でございます。

82ページをご覧ください。

款1資本的支出、項1建設か医療費360万8,000円の増額につきましては、去る3月28日に故障した松岡右岸5号取水ポンプを取り替えるための費用でございます。

以上、承認第7号から第8号についての補足説明とさせていただきます。

これら2件につきましては、令和5年4月1日付で専決処分させていただきま したので、ご承認をお願いするものでございます。

よろしくご審議いただき、ご承認賜りますようお願いいたします。

○議長(中村勘太郎君) これより、承認第7号、令和5年度永平寺一般会計補正予 算の専決処分の承認について、質疑に入ります。

質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中村勘太郎君) 質疑なしと認めます。

討論に入ります。

討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中村勘太郎君) 討論なしと認めます。

採決します。

承認第7号、令和5年度永平寺一般会計補正予算の専決処分の承認についての件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中村勘太郎君) 異議なしと認めます。

したがって、原案のとおり承認することに決しました。

次に、承認第8号、令和5年度永平寺上水道事業会計補正予算の専決処分の承認について、これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中村勘太郎君) 質疑なしと認めます。

討論に入ります。

討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中村勘太郎君) 討論なしと認めます。

採決します。

承認第8号、令和5年度永平寺上水道事業会計補正予算の専決処分の承認についての件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中村勘太郎君) 異議なしと認めます。

したがって、原案のとおり承認することに決しました。

件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中村勘太郎君) 異議なしと認めます。

したがって、原案のとおり承認することに決しました。

- ~日程第10 承認第9号 永平寺町税条例の一部を改正する条例の専決処分の 承認について~
- ~日程第11 承認第10号 永平寺国民健康保険税条例の一部を改正する条例 の専決処分の承認について~
- ○議長(中村勘太郎君) 次に、日程第10、承認第9号、永平寺町税条例の一部を 改正する条例の専決処分の承認についてから、日程第11、承認第10号、永平 寺町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認についてまでの 2件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

河合町長。

○町長(河合永充君) ただいま一括上程いただきました承認第9号、永平寺町税条 例の一部を改正する条例の専決処分の承認についてから、承認第10号、永平寺町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分についてまでの2件について、提案理由のご説明を申し上げます。

議案書84ページから88ページをご覧ください。

初めに、承認第9号、永平寺町税条例の一部を改正する条例につきましては、 地方税法等の一部を改正する法律等が令和5年3月31日に公布され、同年4月 1日から施行されることに伴い所要の改正をしたものでございます。 議案書90ページから91ページをご覧ください。

次に、承認第10号 永平寺町国民健康保険税条例の一部を改正する条例につきましては、地方税法施行令等の一部を改正する政令が令和5年3月31日に交付され、同年4月1日から施行されることに伴い所要の改正をしたものでございます。

以上の2件につきましては、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、令和5年3月31日付にて専決処分しましたので、同条第3項の規定により承認を求めるものでございます。

なお、詳細につきましては、担当課よりご説明申し上げます。

よろしくご審議いただき、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長(中村勘太郎君) 承認第9号、永平寺町税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認についてから、承認第10号、永平寺町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認についてまでの2件に係る質疑については、補足説明後に議案ごとに行いますので、よろしくお願いいたします。

それでは、承認第9号から承認第10号までの2件について、担当の補足説明 を求めます。

住民税務課長。

○住民税務課長(原 武史君) それではまず、承認第9号、永平寺町税条例の一部 を改正する条例の専決処分の承認についてご説明いたします。

今回の税条例の改正につきましては、令和5年3月31日に公布されました地 方税法等の一部改正のうち、本年4月1日より適用されるものについて改正を行 うものでございます。

主な改正内容についてご説明いたします。

議案書の84ページをお願いいたします。

税条例第46条、第48条、第50条、第98条及び第101条の改正につきましては、各種税の納付書の様式として、QRコードが記載された様式を追加するものでございます。

次に、85ページをお願いします。

中段やや下に記載があります附則第10条の3、第12項の追加につきましては、耐震改修など大規模改修の行われたマンションに対する固定資産税の減額措置を新たに追加するものでございます。

次に、86ページ上段ですが、附則第10条の6につきましては、令和2年7

月豪雨に係る被災住宅用地等の固定資産税の特例適用を新たに追加するものでございます。

87ページをお願いします。

上段に記載があります附則第15条関係の改正につきましては、令和元年10月1日から令和3年12月31日の間に取得されました軽自動車の環境性能割の非課税措置及び税率の特例措置が廃止されるものでございます。

87ページ中段に記載があります附則第16条関係の改正につきましては、環境性能のよい車への税率軽減の期限を延長するものでございます。

次に、87ページ下段、附則第17条関係の改正につきましては、優良住宅造成等のために土地を譲渡した場合、長期譲渡所得に係る住民税課税の特定期限を 3年間延長するものでございます。

これらの改正に係る施行期日は令和5年4月1日でございます。

以上、簡単でございますが、承認第9号、永平寺町税条例の一部を改正する条 例の専決処分の承認についての説明とさせていただきます。

次に、承認第10号、永平寺町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専 決処分の承認についてご説明いたします。

議案書の90ページをお願いいたします。

第2条の改正につきましては、後期高齢者支援金の課税額につきまして、課税限度額を現行の20万円から22万円に2万円引き上げるものでございます。高所得者層に相応の負担を求める改正でございます。このことによりまして、国民健康保険税の全体の納付額の上限がこれまでの102万円から104万円になるものでございます。

次に、第21条第1項第2号及び第3号の改正につきましては、中堅所得者層の負担軽減を図るため、5割軽減及び2割軽減の安定所得を引き上げ、軽減対象者を拡充するものでございます。5割軽減では、被保険者数に対する軽減額をこれまでの1人当たり28万5,000円から29万円に、2割軽減では、これまでの1人当たり52万円から53万5,000円に引き上げるものでございます。

これらの改正に係る施行期日は令和5年4月1日でございます。

以上、簡単ではございますが、永平寺町国民健康保険税条例の一部を改正する 条例の専決処分の承認についての説明とさせていただきます。

よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

○議長(中村勘太郎君) これより、承認第9号、永平寺町税条例の一部を改正する

条例の専決処分の承認について、質疑に入ります。

質疑ありませんか。

6番、金元君。

○6番(金元直栄君) 分かりやすい説明ということで、様式も示されているところですが、いわゆるこの改正というのはなかなか分かりにくい状況もあります。

それで、例えば個人住民税、特別徴収第46条が変わるというようなことがあったりする中で、納付書にいろいろこれを追加するということで、それでどうなのかということもちょっと。私はちょっと自分の点もあるのでその辺をお聞きしたいと思う。

当然、いわゆる豪雨なんかによる住宅被災の状況なんかにすれば、固定資産税の特例適用についての追加といいますか、私はこれも減免ではなかった。減免になるのでしたっけね。減免せずに納付期間を延長するだけではなかったかと思うのですが、その辺はどうなっているのか。

さらに軽自動車関係でいうと、いわゆる令和元年10月1日から令和3年12月31日までの間に取得した自家用三輪以上の軽自動車における環境性能割の非課税措置及び税率の特例措置を廃止すると。それは当初はどうやって言うてそういう車にしたのか。突然こうやってぽんと切られると、それがどうなるのかというようなことをもう少し分かりやすく説明していただくとありがたいと思うのですが。

○議長(中村勘太郎君) 暫時休憩します。

(午後 3時19分 休憩)

(午後 3時22分 再開)

- ○議長(中村勘太郎君) 休憩前に引き続き再開します。住民税務課長。
- ○住民税務課長(原 武史君) まず、QRコードが追加された納付書のことでございますけれども、納付書にQRコードが記入されることで、今後はスマホ等で読み込んで、そこからスマホで決済して納めるということが可能になるものでございます。

ただ、現在、永平寺町としてのシステムはまだそれが導入されておりませんので、今回、QRコードつきの納付書自体が様式として認められたということで条例改正を行いますが、システム改修につきましては、全国の標準システムの導入

に合わせて導入していこうということで、実際、このサービスにつきましては、 令和8年度、9年とからになるのではないかというふうに考えているところでご ざいます。

次に、附則第10条の固定資産税関係のところでございますけれども、まず、マンションに対する措置につきましては、この改修が行われて、当然翌年度に固定資産税が跳ね上がってかかるということになりますが、そのときにその1回きりに限り3分の1減額するという措置を講ずるものでございます。

また、この令和2年7月豪雨に関係することにつきましては、これはこの前の空き家のところでもちょっと出てきたのですけど、実際、上に住宅が建っているとその土地の固定資産税というのが200平米までですと3分の1、それを超えるものについては6分の1にするという特例があるのですけれども、こういう災害で建物等が被災されて壊した、壊れたという場合であっても、住宅があったときと同じようにそういう3分の1や6分の1という特例をしましょうということで設けるものでございます。

あと、軽自動車税の当初の導入の背景ですが、この第15条関係のところの環境性能割の臨時的措置につきましては、当初は消費税の8%から10%に値上げされるときに、消費税率の引上げに伴う臨時的特例措置としてこれが導入されていたものでございます。ただ、その後、コロナの影響が拡大したということで、国内の自動車需要を支える観点から、これまで継続されていたものでございます。そこにつきましては、令和4年をもって廃止するというものでございます。

また、16条関係の改正につきましては、グリーン化特例ということで、やは り環境性能のよい、環境に優しい車を普及促進という観点から、適用期限を延長 するというものでございます。

- ○議長(中村勘太郎君) 金元君。
- ○6番(金元直栄君) 説明を聞いてよく分からないところもあるのですけど。

1つは豪雨のときですね。今庄の壊滅の状況なんか見てみますと、結局建てたところ、そのまま流れてもうなくなっている状況があったりする川の暴れ状況やったと思うのですね。そんなことを考えると、うちが幾らなくなっても3分の1、6分の1の軽減にしかならないということになると、それは大変でないのかなと思ったりもします。もううちないんですから。そこに次にまた建てられるとは限らない状況はあるように見受けましたので、その辺はどうなのか。

環境性能の問題でいうと、これがほかの一般車両にかなりの負担を求めること

につながっていないのかという不安はあるので、その辺はお聞きしたいと思います。

- ○議長(中村勘太郎君) 住民税務課長。
- ○住民税務課長(原 武史君) 豪雨のところについて、でございますけれども、要は建物が建っている土地と建物が建っていない土地とで、当然、建物が建っている土地を住宅地の特例ということで、先ほど私説明間違ったみたいですが、200平米以下の部分については6分の1、200平米を超える部分については3分の1を軽減しているというものでございます。

当然、建物が建っているほうの固定資産税が軽減されるというもので、災害等によって建物が紛失なり壊れるなりという影響を受けて壊したということであったりとしても、一定期間においては建物が建っているときと同じように軽減措置を続けていこうというものが今回の追加の主な内容でございます。

- ○議長(中村勘太郎君) それはあったものとみなすということやろう。あったものとみなすということでしょう。
- ○住民税務課長(原 武史君) 土地に対するものですけれども、要は上に建物がなくなるとその固定資産税が住宅地じゃなくなるので、ちょっと引き上がってしまうのですけれども、災害等で上に建っていた建物が何か影響を受けて壊れて、災害そのものでなくなってしまったという場合においても、建物が建っているものとして土地に対する軽減を続けるというものでございます。
- ○議長(中村勘太郎君) 金元君。
- ○6番(金元直栄君) 今聞いていても、ある意味よく分からないところがやっぱり あります。

現実的には、やっぱり災害でも大変な状況になったときは、国のそういう制度の甘さもあるので、本来は町長が特例の指示をやっぱりきちっと指示すればできるような条例の内容にもなっているはずですから、町長が認めたときというのがありますから。そういうしなければならないのに現実的にはなかなかそれがされていないですね。そのことを見るとそれでいいのかなと。

あとも含めて、私はなかなかこの文やと分からないところがあるので、自席で 棄権します。

○議長(中村勘太郎君) ほか、ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中村勘太郎君) ないようですので、質疑を終わります。

討論に入ります。

討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中村勘太郎君) 討論なしと認めます。

採決します。

承認第9号、永平寺町税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認について の件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中村勘太郎君) 異議なしと認めます。

したがって、原案のとおり承認することに決定いたしました。 暫時休憩します。

(午後 3時32分 休憩)

(午後 3時40分 再開)

○議長(中村勘太郎君) 休憩前に引き続き再開します。

次に、日程第11、承認第10号、永平寺町国民健康保険税条例の一部を改正 する条例の専決処分の承認について、これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

6番、金元君。

○6番(金元直栄君) これも何年かおきに繰り返されるのですが、いわゆる国民健康保険などから後期高齢や介護保険に繰り出すお金の問題が引き上げられていきます。

またしかし、国保の中では高額の収入の人と言われるかもしらんですが、その限度額が104万円になると。何万円か引き上げられるということについていうと、その国保の限度額に達する所得の人たちというのは、やはり一般の社会保険とはちょっと負担が、レベルが違います。社会保険で104万円も負担している人っていらっしゃるのですかね。どれくらい所得がある方でしょう。国保ですと約600万円の所得でそうなると言われているのですが、そのことを考えると、高額の人だからということで単純にどんどん引き上げていくのは問題だと思います。

減免になる人たちの問題については何も言うつもりはないのですけれども、た だそこら辺をどうお考えなのかだけは確認しておきたいと思います。

- ○議長(中村勘太郎君) 住民税務課長。
- ○住民税務課長(原 武史君) 一般の社会保険となりますと、当然本人さんと企業 さんも負担するということになっておりますし、国保のように被保険者の方に負担というのとはちょっと保険料の考え方といいますか、ちょっとそこら自体も違っているところがございますので、なかなか単純に所得のところを見てというところはどうかというふうに考えているところではございます。

やはり全国的な問題でもありますけれども、後期高齢への支援というところで一定の現役世代といいますか、国保のほうでも負担をということでなっておりますし、国保のどの審議会の話かもちょっと私記憶的にちょっと覚えていないので申し訳ないのですけれども、今、賦課の限度額について被用者保険におけるルールとして、最高等級の標準報酬月額に該当する被保険者の割合を 0.5%から 1.5%の間となるように法定されていまして、このルールとバランスを考慮して該当する世帯の割合をこの 1.5%に近づけるように、ずっとこれまでも段階的に賦課限度額そのものを引き上げてきているということでございます。

私としましても、現在それが何%のところになっているのかというのを把握しておりませんので申し訳ないですけれども、こういう一定の方針等に基づいて今限度額が徐々に引き上げられているというところでございます。

- ○議長(中村勘太郎君) 6番、金元君。
- ○6番(金元直栄君) 課長はそう言われるのは、それはそれで分からないわけではないですけれども、いや、私が言いたいのは、要は104万円の負担というのはどういう意味なのか。例えば、所得が600万円ぐらいというと、十数%に該当するわけですね。相当するわけですね。それは社会保険ではあり得ないことですね。だから、そのことを考えるとどうなのか。

ただ、保険の決め方が違う、負担の仕方が違うという課長の説明ではありますけれども、しかしそれについても、本来、国保というのは皆保険制度、1964年ですかね。つくられてから、国が給付費の2分の1を持つということをきちっと位置づけてきたのがどんどん改悪されて、それが自治体の負担なんかも含めてやられてくる。そういう中でこういう国の負担が減るに従って、各種の保険料全体も上がってきていますし、こういう最高限度額についても負担が大きくなってきている。

そのことを考えると、その辺はやっぱり僕は、この問題でいうと、全国一般といいますけど、以前は福井市と本町では差があったことがあります。それはご存

じやと思うのですけど。それらを考えると、以前はこの半分以下であった負担が 今では104万円になっているというのはやっぱり大きい。その辺は十分やっぱ り考えていくべきではないかということで、討論はさせていただきますけど。

- ○議長(中村勘太郎君) 住民税務課長。
- ○住民税務課長(原 武史君) 今、ご指摘とご意見も踏まえまして、まだ私自身が ちょっとなかなか理解できていないところもありますし、これまでのこと等もし っかり勉強して、今後の考え方についてはまたその都度お話しさせていただきた いと思いますので、よろしくお願いします。
- ○議長(中村勘太郎君) 河合町長。
- ○町長(河合永充君) 金元議員おっしゃられたとおり、1960年代に皆保険。ただ、そのときの平均寿命、物すごくやっぱり低かった。やっぱり設計がそのときはそのときの平均寿命で合わせる。大体その頃は8人ぐらいで1人の高齢者を支えていたという時代。ただ、2010年になりますと、今2.6人で1人を支えている。また、後期高齢社会になって、2025年問題、永平寺町でも65歳以上の方が今31.5%になってきて、75歳以上の方がそのうちの54%を占めるようになってきた。

しっかり安心して社会保障を受けられる環境をつくっていくことが大事ですけど、ただ、そこを誰が負担するか。若い世代に全て任せるのか、いろいろなサービスを受けながらみんなで少子・高齢化を乗り越えていくのか、そういういろいろな場面でこれから負担を求められる、そういったことはあると思います。

ただ、その負担もしっかりと社会保障、またいざというときに安心して生活できる、そういったところにやっていくということで、結局、国の税金を今まで半分という話もありましたが、その半分も誰かがやっぱり納めなければいけないということもありますので、いろいろな制度設計、これから少子・高齢化を迎える中でしっかり取り組んでいかなければいけない中で、じゃどこでどういうふうに負担をしていくのか。

ただ、今回の中でもちょっと所得の厳しい方、そういった方には減免とか、いろいろそういったものもしていますので、これから超高齢化社会に向けてどういうふうに私たちが進めていくかというのもいろいろ考えていかなければいけない時代になってきているということでご理解をお願いしたいと思います。

○議長(中村勘太郎君) ほか、ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中村勘太郎君) ないようですから、質疑を終わります。 討論に入りますが、討論ありませんか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○議長(中村勘太郎君) 討論があります。

討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

6番、金元君。

○6番(金元直栄君) 国民健康保険税、これは皆保険制度が1960年代に始まって以降、ずっと国がその会計の2分の1を負担するということでやってきました。ところが、これをいろんな形で、社会保障の削減等で変更してきた関係上、どんどん国民健康保険税全体の負担が増えてきましたし、その最高限度額になるについても、所得税と600万円前後ということで、いわゆる一般の社会保険では考えられない負担になっている。

そのことを考えると、こういう引上げを安易にしていくのではなしに、昔あったように、本町と福井市では本町のほうが高い税もありました。そういうことをやれる、行政の判断でやれる問題でもありますので、その辺は十分考えるべきではないかなと思うのですが、それが見られないということで反対の立場を取ります。

○議長(中村勘太郎君) 次に、原案に賛成者の発言を許します。

ほかに討論はありませんか。

ないようですから、討論を終わります。

これより、承認第10号、永平寺町国民健康保険税条例の一部を改正する条例 の専決処分の承認についての件を採決します。

この採決は、起立によって行います。

本件は原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

(起立多数)

○議長(奥野正司君) 起立多数です。

したがって、本件は原案のとおり承認することに決定いたしました。

~日程第12 承認第11号 損害賠償の額を定めることの専決処分の承認について~

○議長(奥野正司君) 次に、日程第12、承認第11号、損害賠償の額を定めることの専決処分の承認について、を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

河合町長。

○町長(河合永充君) ただいま上程いただきました承認第11号、損害賠償の額を 定めることの専決処分についての提案理由のご説明を申し上げます。

議案書93ページをご覧ください。

この事件につきましては、町有施設における物損事故について、相手方との裁判上の和解が成立したことに伴い、損害賠償の額を地方自治法第179条第1項の規定に基づき、令和5年4月5日付にて専決処分しましたので、同条第3項の規定により承認を求めるものでございます。

なお、詳細につきましては、担当課よりご説明申し上げます。

よろしくご審議いただき、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長(中村勘太郎君) 補足説明を求めます。

総務課長。

○総務課長(吉川貞夫君) 承認第11号の補足説明をします。

事故発生日は令和4年10月3日、事故発生場所は松岡公園駐車場。事故の概要につきましては、駐車場においてバックで駐車した際、駐車区域外に少し張り出していた松の木の枝に自家用車が衝突。車のバックドアを損傷したものです。

事故の種別は物損事故。町が負う損害賠償額は1万9,230円です。この損害賠償額は、損害額6万4,100円のうちの3割分で、裁判上の和解による過失分でございます。

以上で補足説明を終わります。

よろしくお願いをいたします。

○議長(中村勘太郎君) これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

6番、金元君。

○6番(金元直栄君) すいません。和解したということは、それはそれでいいですが、こういう事例に該当するような本町内の公共施設関係の駐車場というのは、 全部これ対応しなければあかんのかね。

もう一つお聞きしたいのは、例えばその松の木の枝が後ろに止まっていた車やったらどうやったのですかね。

何か理不尽な内容やと私は率直に思う点があるのですが。

○議長(中村勘太郎君) 総務課長。

○総務課長(吉川貞夫君) 損害賠償の額については、今申し上げたとおり3割、1 万9,230円。これは司法の判断に基づくものというふうにご理解をいただき たいというふうに思います。

こういう事件、事故というのはまれでありまして、そういうふうに松の木が出ているとか、そういうことに関しては、この公園以外の公共施設駐車場にはこれは存在しないというふうに思っていますし、この事故があってからも公共施設内はしっかり点検をしたということで確認を取っております。

以上でございます。

- ○議長(中村勘太郎君) 金元君。
- ○6番(金元直栄君) 車止めるところの後ろに植え込みがあるというのは、もうそ こらに一杯あるので、それは本当に、何かちょっとやっぱり自分できちっと確認 して駐車スペースに入れるというのが本来のあれではないか。

これ、司法の判断というより和解ですからね。司法の判断じゃないですよ。

- ○議長(中村勘太郎君) 総務課長。
- ○総務課長(吉川貞夫君) 和解です。これは司法の判断です。裁判所のほうから和解案が提示されて、それを双方が了解したということでございますので、その点はご理解をお願いします。
- ○議長(中村勘太郎君) 金元君。
- ○6番(金元直栄君) 反対はしませんけど、やっぱり理不尽、と思うところだけ言っておきます。
- ○議長(中村勘太郎君) ほかにありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中村勘太郎君) ないようですので、質疑を終わります。

討論に入ります。

討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中村勘太郎君) 討論なしと認めます。

採決します。

承認第11号、損害賠償の額を定めることの専決処分の承認についての件を、 原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中村勘太郎君) 異議なしと認めます。

よって、原案のとおり承認することに決しました。

~日程第13 議案第34号 令和5年度永平寺町一般会計補正予算について~

○議長(中村勘太郎君) 次に、日程第13、議案第34号、令和5年度永平寺町一般会計補正予算についての件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

河合町長。

○町長(河合永充君) ただいま上程をいただきました議案第34号、令和5年度永 平寺町一般会計補正予算について、提案理由のご説明を申し上げます。

議案書96ページをご覧ください。

第1条において、歳入歳出それぞれ1,890万7,000円を追加し、補正後の予算総額を94億6,612万円とお願いするものです。

款項の区分及び区分ごとの金額並びに補正後の予算額は、97ページ以降の第 1表歳入歳出予算補正のとおりでございます。

以上、議案第34号、令和5年度永平寺町一般会計補正予算についての説明と させていただきます。

なお、詳細につきましては、担当課よりご説明申し上げます。

よろしくご審議いただき、ご決議賜りますようお願い申し上げます。

○議長(中村勘太郎君) 補足説明を求めます。

財政課長。

○財政課長(多田和憲君) それでは、議案第34号について補足説明をさせていた だきます。

議案書102ページをご覧ください。

款2総務費、項1総務管理費、目1一般管理費の消耗品4万8,000円の増額につきましては、今後着任される副町長の防災服等を購入する費用でございます。

同じく総務管理費、目8交通安全対策費の消耗品10万2,000円の増額につきましては、交通指導員1名分の制服等を購入する費用でございます。

目9防災費134万5,000円の増額につきましては、公用車に搭載する多機能スピーカー6台分の購入費用に24万5,000円を、また、旧吉峰寺キャンプ場に設置されている防災行政無線の子局撤去に伴う費用110万円を計上するものでございます。

款3民生費、項2児童福祉費、目3児童措置費456万円の増額につきまして

は、物価高騰の影響を特に受ける低所得の子育て世帯に対する支援として特別給付金を支給するための費用でございます。財源は全額国庫補助金でございます。

同じく児童福祉費、目4児童福祉施設費714万8,000円の増額につきましては、未就園児などがみどり葉こども園の一時預かりや、病後児保育を利用できるようにするための費用でございます。

款4衛生費、項1保健衛生費570万4,000円の増額につきましては、新型コロナワクチン接種に伴うコールセンターの従事に1名及び保健師2名の産休補充として保健師と事務補助員1名ずつ、合計3名の会計年度職員を雇用するための人件費でございます。なお、コールセンター従事に当たる職員につきましては、全額国庫補助の対象となります。

以上、議案第34号の補足説明とさせていただきます。

よろしくお願いします。

○議長(中村勘太郎君) これより質疑に入ります。

議案の審議につきましては、第1審議、第2審議、第3審議の順にて審議を行います。

なお、質疑につきましては、会議規則第55条の規定を遵守していただきますよう、よろしくお願いいたします。

これより第1審議を行います。

質疑を許可いたします。

質疑ありませんか。

2番、長岡君。

○2番(長岡千惠子君) 1つお伺いしたいことがあるのですけど、予算説明書の通し番号の99ページの右側、保健予防会計年度職員給というのが上がっているわけですけど、この中で保健師さん2名が産休を取られる、その補助として保健師さんというのが出ているわけですけど、実際にもう既に産休に入る予定があるということは、妊娠されているということは分かっていらっしゃることだと思うのですけれども、妊娠をすると、妊娠初期から妊婦さんというのはある意味いろんなことで入院するとかお休みをされることがあると思いますね。それも長期にわたる場合もあるのでないのかというふうに考えられます。例えば切迫流産のおそれがあるとか、妊娠中毒症の傾向が出てきたとかっていう場合になると、これ入院しなくちゃいけないような状況になりますよね。となってくると、これは妊娠が分かった日から必要な経費じゃないかと思います。今、補正で上がってくるよ

うな問題じゃなくて、当初の時点でもう普通に妊娠が確認されていたのでないか と思うのですけど、遅いのでないのかと。対応が。

だから、産休だけでなくて、産前の部分、妊娠が分かったときからそういう措置というのは女性の職員さんに対して、例えば本町の事務職の方でしたらば、ほかの課からとかほかの人が代行することも可能かと思いますけど、特に保健師さん、看護師さんというのは特別に資格を必要とする方ですので、これは前もっての措置というのが絶対必要だと思うのですけど、その点どういうふうにお考えになっていらっしゃるのでしょうかね。

- ○議長(中村勘太郎君) 総務課長。
- ○総務課長(吉川貞夫君) 長岡議員のおっしゃることよく分かります。

ただ、実質的な、これも言い訳になるかもしれませんが、当初予算の編成後に 妊娠の申出あったのが2月ぐらいでした。予算編成にはもう間に合わなかった。 今回、臨時会の補正予算を上げるということで、早速上げさせてもらったという ことです。

議員おっしゃいますように、編成の時期がありますから、それの前に分かっていれば対応できるかもしれませんけど、今回はどうしてもできなかったので、今回の補正予算ですぐ上げさせてもらったということでご理解をお願いしたいというふうに思います。

- ○議長(中村勘太郎君) 河合町長。
- ○町長(河合永充君) これは全協でもお話ししました、この方、7月から取られます。町としましては、おっしゃるとおり、前もって今回の臨時会で提案させていただいて、早めに雇用して、保健師ちょっと特殊な仕事でもありますので、引継ぎができるような、そういった期間も考えての今回のご提案をさせていただいていますので、よろしくお願いします。
- ○議長(中村勘太郎君) 長岡君。
- ○2番(長岡千恵子君) 今回のパターンは保健師さんということで特別な資格が必要だということはもちろん分かるのですけれども、これだけ庁舎内には多くの女子の職員さんもいらっしゃるわけですよね。いつ何どきそういう事態が発生するか、それは予期できるものではないですし、予期しようとしてもできないことだと思います。ならば、やっぱり人数に応じてある程度当初からそういう予算を持っていらっしゃって、そこを補塡できるように、安心して産める環境というのもつくる必要が必要かと私は思っています。

そういうふうに女性職員さん、保護してくださいというわけではないのですけど、やっぱり妊娠は確かに病気ではありませんけれども、病気よりも何よりも大事なのは、新しい命を育んでいるということですので、それを考えたらやっぱり安心して産める体制、安心して休める体制というのを取っていただきたいなというふうに思いますので、今後そういうふうな措置をお願いしていきたいと思います。

- ○議長(中村勘太郎君) 総務課長。
- ○総務課長(吉川貞夫君) 今後しっかり検討していきたいと思いますので、よろし くお願いします。
- ○議長(中村勘太郎君) ほか。6番、金元君。
- ○6番(金元直栄君) 6番、金元です。

今、長岡議員が質問されたことに関連するのですけれども、保健師ですけど、 月額幾らになるのですかね。僕は、保健師の確保というのはどんな状況でされる のかなというのをやっぱり率直にお聞きしたいと思うところです。

もう一つ、保健師って慢性的に本町は何か確保しにくい状況が続いているよう に思うのですが、それなりの具体的な対策というのはやっぱり考えているのでしょうか。

- ○議長(中村勘太郎君) 総務課長。
- ○総務課長(吉川貞夫君) 金額については、パート職員として7.5時間、金額が 1,077円の203日というふうになっています。この金額については、町の 会計年度任用職員の条例に基づく月額を時給で割り返した金額となっておりま す。

慢性的な保健師不足とありますが、町としましては、毎年保健師の募集を、令和4年度から前倒しして行っております。今まで9月に採用試験をしていましたが、令和4年度からは7月に前倒ししてやっている。ほかの地区と同じようにしてやっているというのが1点です。

もう1点が、県立大学とか福井大学等にも出向きまして、しっかり永平寺町のほうにも採用を受けてほしいというPRもしています。

おかげで、令和4年度についてはしっかり1人確保することができましたし、 永平寺町はとさっき議員おっしゃいましたけれども、私が聞いている範囲では他 の自治体とか福井県においても令和4年度については不足をしていたということ でありまして、この不足をしているというのは永平寺だけじゃなくて、社会的な 構造上の問題になっているということで、町としてもしっかり今後も保健師の採 用については努力していきたいというふうに考えております。

- ○議長(中村勘太郎君) 金元君。
- ○6番(金元直栄君) 前倒して採用試験なんかをやられているということについては、それは一つの取組としてはあるのだろうなと思いますが、僕は必要な、ほかのことも含めて必要な人員の確保については、例えば支給型の奨学金なんかもできるように。保健師って県外で資格を取られる方も結構いらっしゃいますね。そういう人たちに支給型の奨学金なんかを支給しつつ、本町にやっぱり来て働いてもらうということを取り組んでいかないと、僕はほかのことも含めて大学へ行く人たちについては本町も奨学金制度を設けたほうがいいと思っていますけど、それにも増してこういうところでは、どういう支給型の内容もいろいろ考えて、本町で働いてもらうことを前提にそれを支給するというようなことなんかも考えていかないともういけない時期に来ているのではないかと率直に思います。その辺、ほかの医療機関なんかではそういうことをやっています。現に。そのことをちょっと参考に、本町も研究してはどうかと思いますが。
- ○議長(中村勘太郎君) 河合町長。
- ○町長(河合永充君) おっしゃるとおりだと思います。やっぱりこれまで採用については、公平性とかいろいろなことでしっかり取組をして行ってきましたが、非常に業種によっては、多分保育士さんとか調理員さんとかもそうなってきていますが、消防もそうです。そういった点で、採用について、例えば大学と連携して、推薦をくれた方を採用するとか、いろいろなやり方はあると思います。今おっしゃられた奨学金とかそういうのもあると思います。

だけど、ここはちょっとやっぱり新たに研究をして、新しい対応のやり方。ただ私たちが採用するときには、公平性とかいろいろ求められるところもありますので、その辺もやっぱりしっかり研究をしながら、ただそればっかり言っていてももう本当に人が来ないと町民に不利益が出ますので、そこはしっかりと研究と、またアクションを起こしていきたいと思いますので、またいろいろ議会のほうにも提案をさせていただきますので、またいろいろご意見を賜ればと思います。

よろしくお願いします。

- ○議長(中村勘太郎君) ほかにありませんか。
  - 11番、上田君。

○11番(上田 誠君) すいません。ちょっと教えていただきたいと思います。

通し番号99の防災のところで、個別受信機の件です。これ、今までやと子機としてラッパでやっていたのが、この前の吉峰寺キャンプ場の廃止に伴ってそれが不必要になったということで、あそこに受信されている家庭というか、2件あるよというふうにおっしゃっていました。

これを個別対応ということで、全額補助なのか、補助対象となるのかという点ですね。要は自分の本意でなくなるわけですから、だから全額。

そうすると、例えばそこにまた新しい住人の方、その区域に転居されてきた人とか、新居に入った人なんかはどういうふうな対応になっていくのか。あると想定した場合ですね。そういうような場合はどうするのかという点も含めてちょっとお聞かせいただきたいのが1点です。

それから、ちょっともう一度再度。この前もちょっと全協のときに聞いたのですが、再度教えてください。これは、100ページのところの子育てのところの、一時預かりの委託料で一般型と幼稚園型。この幼稚園の609人というのは私立のみどり葉保育園の園児の数で言っているのですかね。一般型が300人とおっしゃっていましたね。この一般型というのは、みどり葉保育園の園児じゃない園児を預かるという見込みの300ということですね。

これは最終的に実績で精算されていく。一応予定としてそういう形を挙げていると。今回はこの300人は今までのいろんなほかの当初のうちが持っている園の中からそういう見方をしているのかということですね。

そうすると、例えば松岡とか西とかの方々がそっちへ行くことになれば、こっちのほうが要は増額になっていくということになるのですか。トータル的に300というのは、前年実績の中から出てきたという発想でいいのですか。ちょっとそこら辺りがあれだったので確認を再度させていただきたいと思います。

- ○議長(中村勘太郎君) 防災安全課長。
- ○防災安全課長(吉田 仁君) あくまでも先ほど言いましたとおり、防災局の子局 のスピーカーの撤去なので、それを町のほうで撤去しますので、2件とも町負担 で個別受信機を設置いたします。

また、新たに家屋等が建ったときなどは、強制ではございませんので、お話をさせていただきまして、補充というか、町のほうで適地を考えていきたいと思っています。補助するのではなくて、同じように個別のスピーカーがなくなって聞こえないわけなので、町のほうで新たに家屋が建つならば、町のほうで設置して

いきたいと思っています。

- ○議長(中村勘太郎君) 子育て支援課長。
- ○子育て支援課長(島田通正君) 一時預かりにつきましては、上田議員さんおっしゃるとおり、一般型につきましてはみどり葉以外の子どもを預かる一般型と、幼稚園につきましてはみどり葉の関係の子どもを預かるということで、各年度のうちの公立園の実績を踏まえた形で数字を出しております。
- ○議長(中村勘太郎君) 上田君。
- ○11番(上田 誠君) 私、ちょっとここ、今聞くと、その2件は全額補助ということ、100%補助ということですね。設置に関しては。なくしたのですから、それに対しては設置するということですね。

ちょっとこんなん言うたら見方、考え方があれですが、例えば今、やっぱり難聴、要は地域のところでは聞こえにくいところとかっていうのもやっぱりなきにしもあらずなんですね。早く言いますと。そこに引っ越してきた場合とか云々も考えると、今言うように、そこら辺りのちょっともどかしさが私自身はあるのですけど、ほんならそこへ常に、当然、スピーカーがないわけですからあれですけれども、そこには義務じゃないからつけないよというよりも、つけていただけるのなら100%オーケーだねということになりますわね。そうすると、今までに難聴で聞きにくいよというときには、当然そこは補助している対象があると思うのですが、そこなんかは100%補助じゃないですわね。そこら辺りのもどかしさとかそんなのは、何か線引きみたいなのはやっぱり何かきちっとしないといけないのでないかなと思って。ちょっとそこら辺りの確認を一回させていただきたいと思います。

- ○議長(中村勘太郎君) 河合町長。
- ○町長(河合永充君) 今回、酒蔵さんから撤去の話がありまして、これはちょっと 説明しましたけど、撤去するって新たにつけると200万円ぐらいの撤去と新設 でかかります。吉峰地区は実は吉峰の真ん中に1本ありまして、もう一つはキャ ンプ場とその周辺のあと1軒の方の家のそういったのでありました。

今回、いろいろな面で考えたときに、200万円かけるよりも酒蔵さんともう 1 軒の方に個別受信機の提案をさせていただきまして、本来ですと200万かけ て設置しなければいけないのですが、2 軒ですので室内でどうでしょうかという 提案をさせていただきました。ただ、電気代とか維持管理というときにはしっか りと自己負担でお願いするというお話をさせていただきました。

これまで室内でのそれは1台3万円で設置はしていただいておりますので、それはやっぱり変えることはないなと思います。その3万円も実は場所によって30万円かかるところもあれば20万円かかりますが、一律3万円で設置ということもさせていただいていますので、今回は町の事情で撤去をすることになったので、あえてお願いをしてそうさせていただいたということですので、ご理解をお願いしたいなと思います。

- ○議長(中村勘太郎君) 上田君。
- ○11番(上田 誠君) そうすると、例えば新しい転居されてきたところには今まで従来どおりの3万円はご負担いただいて設置してもらうという発想。新しいところについてはね。新しく入ってきたところについてはそういう考えでいいわけですか。
- ○議長(中村勘太郎君) 河合町長。
- ○町長(河合永充君) 今回、防災無線の聞こえる範囲内にやっぱり入ってこられた 方は、町の都合でそこに防災無線がありませんので、そこは町の負担で、もし家 を建てられる方がそのエリアに入ってこられる場合はさせていただく。

ただ、吉峰地区でも上のほうにはもう1本ありますので、そのエリアの場合は もし入れる場合は3万円頂きますが、あそこの声が聞こえないエリアで今の酒蔵 さんのところから聞こえていたエリアの場合は町のほうで負担させていただくこ とが妥当かなと思いますので、よろしくお願いします。

設置は十何万。さっき30万と言いましたけど、大体室内が十何万円で、今3 万円の負担を頂いて設置させていただいているということですので。

- ○議長(中村勘太郎君) ほかありませんか。 滝波君。
- ○9番(滝波登喜男君) 通し番号99ページ、会計年度任用職員の中の新型コロナ ワクチン接種コールセンターの従事職員の件ですけれども、冒頭の町長のお話に もありましたとおり、5類になるのですけれども、ワクチンのこういう国の支援 というのはいつまで続くのかとか、今後、こういったコールセンター設置はどこ までやるのか、その辺、見通しをお聞きしたいなと思います。

5類になると国の取扱いも変わってくるのではないかなと思うのですが、その 辺いかがになっていますか。

- ○議長(中村勘太郎君) 福祉保健課長。
- ○福祉保健課長(木村勇樹君) ワクチン接種の見通しですが、5月8日から春接種

を行います。これは65歳以上の方。9月からをめどに秋接種ということで、1 2歳以上の方を対象に、多くの方が6回目になろうかと思いますが、接種を行います。

5類に以降は来月に迫っているわけですけれども、今年度も無料による、公費による接種を継続するということでございますので、現状では、確約ではございませんが、今年度いっぱいは接種を継続するということで我々も準備をしております。

コールセンターは接種の予約の都合上、絶対県内では必要な体制でございますので、コールセンターのほうに数名配置するようなことについてはぜひともご理解いただきたいと思っております。

○議長(中村勘太郎君) ほかございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中村勘太郎君) ないようですから、質疑を終わります。

議案第34号について、第2審議に付したい案件がありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中村勘太郎君) 本件について第2審議を行わず、第3審議に付することに ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中村勘太郎君) 異議なしと認めます。

よって、本件は第3審議に付することに決定いたしました。

これで議案第34号の第1審議を終わります。

これより第3審議を行います。

自由討議、討論を行い、採決します。

自由討議の提案ありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中村勘太郎君) 討論に入ります。

討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中村勘太郎君) 討論なしと認めます。

採決します。

議案第34号、令和5年度永平寺町一般会計補正予算についての件を、原案の とおり決定することにご異議ありませんか。 (「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中村勘太郎君) 異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

暫時休憩します。

(午後 4時25分 休憩)

(午後 4時25分 再開)

○議長(中村勘太郎君) 休憩前に引き続き再開いたします。

以上をもちまして、本臨時会に付されました案件は全て議了いたしました。 これで本日の会議を閉じます。

議員各位におかれましては、大変お忙しいところご参集をいただき、ここに全 日程を終了しましたこと心より厚く御礼を申し上げます。

今後とも議会運営につきましては、皆様方の格段のご協力をお願い申し上げま して、令和5年第3回永平寺町議会臨時会を閉会します。

町長より閉会の挨拶を受けます。

河合町長。

○町長(河合永充君) 閉会に当たり一言ご挨拶を申し上げます。

本臨時会にご提案申し上げました議案等につきましては、慎重にご審議をいただき、また妥当なご決議を賜り、ありがとうございました。

去る4月16日、山形県最上川において開催されましたフリーカヤック日本選手権で、本町在住の松永選手が優勝されました。これまでのたゆまぬ努力が実を結んだ結果であり、誠に喜ばしいニュースだと思っております。

本町にも一級河川である九頭竜川が流れ、近年では川に関連したまちづくりも徐々に進めております。先日は、町民清掃に合わせて実施されている九頭竜川クリーンアップ大作戦がにぎやかに開催されました。また、カヤック競技会場となりますナミノバの整備も完了しております。

町といたしましても、自然の豊かさを住民の皆様に再認識いただくとともに、 情報発信を行い、環境意識の醸成も進めていきたいと考えております。その際に は、住民の皆様にも現地にお越しいただき、地元の大切な資源である川に少しで も触れていただけたらとの思いであります。

結びになりますが、議員の皆様におかれましては、健康に十分留意され、町政 発展により一層のお力添えを賜りますとともに、これからのご活躍をご祈念申し 上げまして、閉会のご挨拶といたします。 ありがとうございました。

(午後 4時27分 閉会)

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

永平寺町議会議長

永平寺町議会議員

永平寺町議会議員